

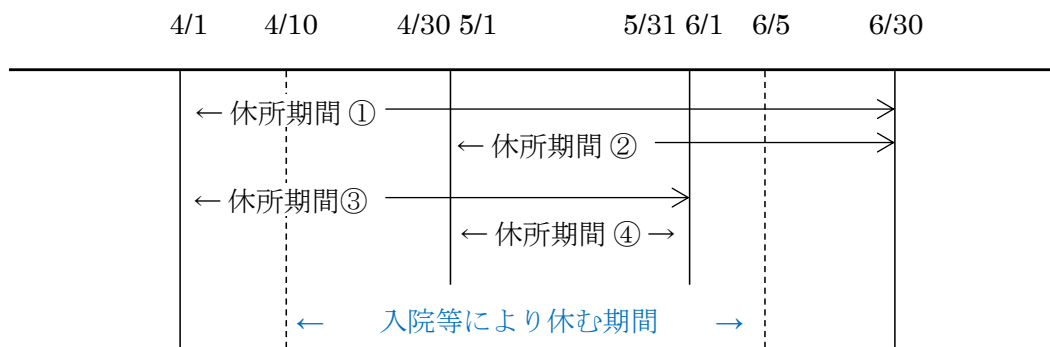
休所の期間（暦月）について

病気その他やむを得ない事由が発生し、実務補習を受けられない期間が継続して暦月1か月以上となる場合は、必ず事前に「休所願」（第5号様式）を提出してください。

なお、休所の期間は、継続して1年以内です。

<例>

入院治療のため、第1学年（J1）において4月10日から6月5日までの間、実務補習所を休む場合



実際に休む期間	4月10日から6月5日まで
届出を要する休所期間	下記のいずれかの期間を選択してください。 ① 4月1日から6月30日まで（休所期間：暦月3ヶ月） ② 5月1日から6月30日まで（休所期間：暦月2ヶ月） ③ 4月1日から5月31日まで（休所期間：暦月2ヶ月） ④ 5月1日から5月31日まで（休所期間：暦月1ヶ月）
休所した期間の取扱い	翌年に行われる J1 の上記で選択した期間に実施される講義・考査（追試除く）・課題研究（追論文除く）を無料で受講・受験・提出することができます。 ※受講等の際しましては補習所毎に異なる場合がありますので、事前に確認ください。

以上